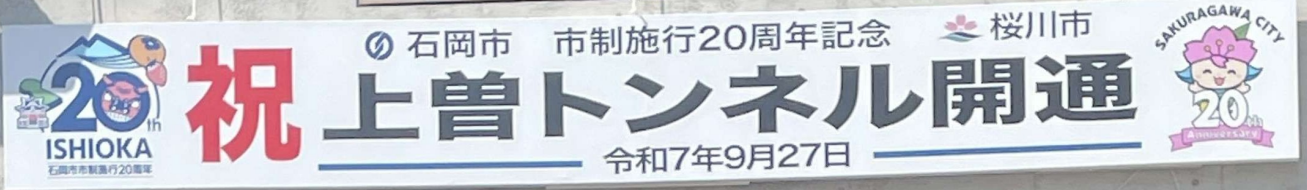


■発行/桜井しげる後援会 ■住所/315-0013 茨城県石岡市府中3-11-28 ■電話/自宅: 0299-22-3881
 ■FAX: 0299-22-3881 ■携帯: 080-3150-8451 ■E-Mail sakurai@sakurai.click
 ■WEB <https://sakurai.click/index.html> ■Facebook <https://www.facebook.com/shige.sakurai.3>



「上曽トンネル開通」は県西地域との連携強化が期待され、明るい話題となりました。一方、トンネルへのアクセス道路は未完成。さらに「カスミ」西側の交差点は、信号機も無く事故が多発。一時停止の看板を急遽設置しました。早期の信号機設置を警察に要望するよう、委員会質疑で強く求めたところです。市職員の公金横領が明らかとなり、市長は自身の給与を20%減額する条例案を提案し可決。これにより、音楽フェス問題の30%減額と合わせて11月の市長給与は、ついに50%減額となりました。

ゆりの郷を民間事業者は無償譲渡する取組みですが、厳正な審査で優先交渉権者に選定されたのは、現施設運営者であるやさと農協でした。委員会への説明は、譲渡条件の詳細及びプロポーザル審査の判断基準も不明瞭であり、複数の議員が苦言を呈しました。

優先交渉権者に選定された八郷農協は、急遽理事会を開催しますが、施設の維持管理経費を負担し収益を出す事への不安からか、ゆりの郷の経営権取得案を否決しました。

議会への説明を含め、今後どのようにゆりの郷譲渡を進めるのか注目してまいります。

輝く未来を子どもたちへ

石岡市議会議員

櫻井 茂

SAKURA I

SHIGERU



一 やさと温泉ゆりの郷の譲渡

(1) 優先交渉権者は、やさと農業協同組合

ゆりの郷の民間活力導入に向けて、施設(建物・設備・備品・温泉に関する権利)を無償譲渡・土地は無償貸付け・10年間は温泉施設を運営する条件に対して、事業参加を希望する7社にプロポーザル審査を実施。結果は、現在ゆりの郷の運営を担う指定管理者である「やさと農業協同組合」の事業提案が特に優れているとして、優先交渉権者に選定されたことが、11月7日開催の産業建設委員会に報告されました。

(2) 繰り返される説明不足

金銭のやり取りが無い譲渡条件の甘さに加え、委員会での説明が不明瞭な事から以下の点を質問・指摘しました。

① 仮に(民間)事業者が倒産または閉業し建物が撤去されない場合、市は負の遺産を抱え、さらに土地利用も制限される可能性がある事。

② 温泉の権利は無償譲渡すると民法では土地と温泉の権利は別扱いの為、事業終了後に市が土地を利用する際、温泉の利用はできない。

③ 施設経営(現在は施設修繕費用等で毎年約2千万円を市が負担)を農協理事会が承認する見込みについて尋ねました。

執行部の答弁はいずれも納得できるものではなく、他の委員からも「プロポーザル審査内容の説明が無く、資料提供も無い」として今後の詳細な説明を求めて委員会を閉会しました。

(3) 理事会は経営権取得を否決

市の優先交渉権者発表に合わせ同日夜、やさと農協理事会が開催されました。議題となった「ゆりの郷の経営権取得」案は、反対多数で否決されました。

二. 9月定例会における一般質問

(1) イベント広場周辺道路の整備について

市民ホール予定地(イベント広場)

周辺道路の整備について伺います。

① 渋滞する理由・根拠を伺う

かつてイベント広場は渋滞が理由に複合文化施設候補地から外されてきている。その理由・根拠を伺います。



部長 南側を走る幅員8mの市道がメインとなり、その他の道路は住宅地内のため、渋滞が予想される。

② 周辺道路の整備について伺う

イベント広場北側の小口新道の拡幅と若松町若宮丁字路交差点から旧石岡有料道路への道路延伸整備について伺う。

部長 小口新道は整備手法を検討する。府中橋北丁字路に接続する計画は無く、課題も多いが道路延伸の可否を精査する。

市長 周辺道路は、渋滞や安全性の懸念がある。周辺道路の整備について調査を開始するよう指示する。

③ 市道整備と建築確認の関係について伺う

児童館の取壊しで、イベント広場から府中クリニックまで、真つすぐな道路が抜けると期待したが、住宅が着工されている。市道整備と建築確認の関係性を伺う。

部長 都市計画道路予定路線では一定の制限をかけるが、そのほかでは難しい。

市道の拡幅整備は、地域の要望を受け用地買収への同意書をいただいている。

提言 受け身で進める立ち位置に聞こえる。令和12年度までにできるのは、右折ライン程度ではないか。先を見据えた整備をお願いしたい。

市長 令和12年度までにできるのは、右折ライン程度ではないか。先を見据えた整備をお願いしたい。

(2) 石岡中学校からの雨水流失について

石岡中学校に隣接する住宅地に、雨水が流れ込み住宅の土台を脅かす事態となっている。

① 石岡中学校の雨水排水対策について伺う

被害は繰り返し発生している。石岡中学校の集水樹の現状、数や排水能力の把握について伺います。

部長 隣接地にお住いの方にお詫び申し上げる。集水樹20か所を設置しているが、ゲリラ豪雨等に対応できていない。

② 雨水排水計画の策定について

石中と城南中が統合される際に、校庭と職員駐車場が整備され、水はけを良くしている。義務化はされていないが雨水排水計画を策定しているか伺います。

部長 雨水排水計画は策定していない。敷地内で発生する雨水の処理方法を検討し、U字溝や集水樹を設置している。

③ 雨水流失の抜本的な対策について伺う

雨水流失には対処療法的な対応をしてみました。安心して生活できない状況です。抜本的な対策を伺います。

教育長 緊急の対策と抜本的な対策、双方の観点から効果的な解決策を見出し、解決に向けて関係部局と取り組んでいく。

市長 現状、雨水処理が十分ではない。私も現状を確認し驚いた。近隣住民の不安に講じ、抜本的に解消するよう指示する。

提言 市長が現場を見たことで、住民の方も安心されたのではないかと思う。教育委員会も現地に赴き応急的な措置に配慮したと伺った。抜本的な解決策に向けて、早い解決をお願いしたい。

市長 市長が現場を見たことで、住民の方も安心されたのではないかと思う。教育委員会も現地に赴き応急的な措置に配慮したと伺った。抜本的な解決策に向けて、早い解決をお願いしたい。

三. 9月定例会における議案質疑

(1) 議案第66号 一般会計補正予算第2号

① 企業版ふるさと応援寄付について

寄附法人名、寄附金の活用方法、寄附法人様への謝意の表し方について伺う。

寄附は(株)博進紙器製作所様。累計は5千万円。保育所等への遊具、

小中学校の電子黒板配備に充当したい。

② 消防費の空調設備更新工事について

どこにある空調を、どのような理由で修繕するのか、また工事期間はどのような工夫で対応するのか伺う。

部長 消防本部2階の空調設備が6月に故障。消防隊仮眠室、救急隊仮眠室、女性職員仮眠室他の冷房が故障。応急対応で仮眠室にスポットクーラーと扇風機を設置、冷房可能な部屋を一時的に仮眠室に利用している。

提言 工夫しているようですが、職員は我慢されている部分もあると思う。早めの修繕、壊れる前の更新について基準を設けて、対応していただきたい。

③ 小学校費・学校施設整備工事について

工事内容について伺います。また、補正予算での対応となった理由についても伺います。

部長 柿岡小・恋瀬小の消火栓ポンプが経年劣化により支障が生じ、機能回復のための更新修繕。補正理由は、点検で分かったが、当初予算に間に合わなかった。

提言 消防法の設置基準になるので、早めの対応をお願いしたい。老朽化による故障で機能を失う前の更新ができるよう、基準を設けてほしい。



四、市長給与減額条例案可決

(1) 給与減額条例案を提案

9月定例会の議案質疑終了後、山本議員が動議を求め、市長及び教育長の給与減額条例案（市長は30%減額、教育長は10%減額、いずれも3か月）を提出しました。



内容は、百条特別委員会での多くの不適切な事務処理を確認。市長は、辞職勧告決議を受けながら職員のみを処分し、自らの責任は再発防止であるとしている。市長の責任を示すために、市長及び教育長の給与を減額する（要約）

(2) 賛成多数で可決

給与減額条例案はただちに本会議での審議となり、反対の討論を閉口議員が行い、次に賛成の討論を池田議員が行いました。採決は議長を除き、賛成11、反対8、棄権1、となり賛成多数で可決。（録画映像でご覧ください）

市長は、①音楽フェスは公共的な事業、②石岡市に利益をもたらした、③職員のみを処分後、再発防止策が市長の役割と発言、④拡大解釈した条例・規則等を見直す。としていました。

私は、①民間事業者による営利事業、②会場内飲食のため市内商店の売り上げは殆ど無し、③後援名義許可判断の誤りを無認識、④問題指摘から半年以上何も見直していない。これらの理由から、給与減額条例案に賛成しました。

議員名	条例	再議
鈴木将史	×	×
富田正志	×	×
中根淳一	×	×
飯村一夫	○	○
鈴木康仁	×	○
新田 茜	×	○
川井幸一	○	○
櫻井 茂	○	○
岡野孝夫	○	○
玉造由美	○	○
勝村孝行	○	○
谷田川泰	×	×
小松豊正	—	○
山本 進	○	○
村上泰道	議長	×
関口忠男	×	×
池田正文	○	○
菱沼和幸	○	○
岡野孝男	×	×
高野 要	○	○
鈴木行雄	○	○
○ 賛成	11名	14名
× 反対	8名	7名
— 棄権	1名	

五、給与減額条例の再議提出

(1) 任意的再議で請求

市長が議会の議決に対して異議がある場合、議決から10日以内に、議会にその議決をもう一度審議しなす事を求める制度を再議と言います。



この再議は任意的再議と義務的再議があり、市長は給与減額条例案の議決を見直すよう、任意的再議を定例会最終日に議会に請求しました。任意的再議は議決に違法性が無いもので、出席議員の3分の2以上の賛成により最初の議決である減給条例案を可決・確定するものです。

(2) 議会運営委員会が議事日程を変更

市長は再議について、議案の採決終了後に議事日程に入れることで議長と調整していました。定例会最終日の再議請求提出を受け、開催した議会運営委員会では、議長の議事日程案を拒否する意見が出され、再議は議事日程の1番目審議とする事が決定。議長の裁量権を認めない異例の展開で議事日程が進む事になりました。

(3) 再議の提案理由

再議提出の理由は、山本議員が提出した減給条例案の提出理由とした『庁議において市長が発した言葉を忠実に実行しようとしたあまり、結果的に条例・規則から逸脱してしまった』について「職員への圧力という事実誤認に基づく提案だった」さらに「市長・教育長は最終的に責任を負う立場ではあるが、それは給与減額ではなく、不適切な事務処理の改善や制度改正を通じて実現するものである」としています。

(4) 再議提出に対する質疑

再議の提案理由について、3名が質疑を行い、私（櫻井）は3人目として質問しました。「市長後援名義許可に至る、地方自治法解釈の間違いの見解を伺う」と質問。市長は「公益性が認められるので後援した。正しい判断だったと認識している」と答弁しました。

私は、調査報告書では地方自治法・条例・規則の拡大解釈による誤った判断と位置付けており、調査報告書は百条調査委員会が全会一致でまとめたものである。調査報告書を否定する前提での再議提出であるのかを問いました。

すると「正しい判断」だったはずが「要綱を広く解釈した。要綱の見直しを進めたい」と矛盾する答弁に変わり、失笑が漏れることに。

最後に、トップが地方自治法の解釈を間違えているのに、職員に要綱や事務の間違いを直せと言っても、直せないのではないかと思意見申し、質疑を終えました。

(5) 再議は否定され、条例案可決が確定

質疑を終え、討論となりました。

谷田川議員が条例案反対の立場から、「条例案は議会の権限を逸脱する恐れがあり、市長への懲戒と威迫である」と断じる一方、池田議員は賛成の立場から「責任を職員にだけに押し付ける市長の姿勢を看過できない」と討論。さらに高野議員は「市長の責任の取り方は給与減額しかない」とする賛成討論を行いました。

いよいよ採決です。条例案可決には、出席議員の3分の2、14名以上の賛成が必要ですが、事前予測では難しいと考えられていました。

結果は、質疑での市長答弁に不信感を募らせた3名の議員が新たに賛成し、賛成者14名、反対7名となり、市長が求めた再議は否定され、給与減額条例は可決が確定しました。

六. 公金横領による免職

(1) 生活保護関係の未払い金が発覚

10月10日、全員協議会が開催され、職員による公金横領事件が発生し、26歳・男性職員を免職処分にした事が報告されました。なお、石岡市は刑事告訴を行う考えを示しています。



横領発覚の発端は、令和6年11月中旬に葬儀会社からの「令和5年度の葬儀費用に未払い分があるようだ」とする問い合わせでした。

しかし、令和5年度の①出金処理及び決算は終了しており、関係書類を確認すると、領収書が見当たりません。当時の担当職員に確認すると「忘れてしまった。お金は紛失した。着服はしていない」とのあいまいな返事に終始。

4月、②総務課から指示として現金取扱いは通帳管理、通帳と印鑑は別の職員が管理、帳簿作成と確認は管理職員が行うよう通知しました。犯行を裏付ける証拠が無い中で内部調査は限界があるとして、弁護士を中心とした③石岡市公正職務審査会に調査を依頼していました。

(2) 公金横領発覚と関係職員の処分

9月末、同僚職員が団体の通帳を確認したところ、出金記録があるのに、支払先に入金されていません。本人に確認すると説明が二転三転詳しく事情聴取したところ着服を認めたとの事です。着服した現金の用途は、④ギャンブル依存症による競艇及び借金の返済に充てていたと証言。なお、横領した金額は、その後、全額弁済されたとの事です。

10月9日付で、公金を横領した主幹を免職、管理監督の責任があるとして、直属の管理職上司を減給(10%1か月)、その他の上司は戒告あるいは訓告の処分になりました。

(3) なぜ・何故のオンパレード

①横領しながら何故、決算処理できたのか？

A 生活保護者の葬儀費用を現金として出金し横領。年度末に発覚を恐れ自費で清算。

B Cは横領後に別人の葬祭を捏造し支払う。

処理件数の多さ、現金と振込の処理方法の違い等から、事務処理のスキを突かれたようです。

②総務課指示は何故活かされなかったのか？
公金取扱いの問題が複数発生しており、葬儀費用未払いを受けて総務課指示が出ています。

しかし、管理職員の危機感は薄かったようです。

③石岡市公正職務審査会の調査の意味は？
葬儀費用の未払いの問合せに関する聞き取り調査の際、「精神的な不安」を本人が訴えたため、追及は困難と判断。弁護士で構成する審査会に調査を依頼しましたが、(11月中旬現在)未だに結論は報告されていません。

④ギャンブル依存症の職員を採用？
採用2年目に横領行為を働いており、採用時の確認、職員研修の再考が必要と考えます。

R3年 4月	④ 市職員採用・福祉部生活保護担当
R4年 7月	A 葬祭扶助費横領 後に自費清算
R5年 5月	B 葬祭扶助費横領 葬祭費捏造で清算
R5年 11月	C 葬祭扶助費横領 葬祭費捏造で清算
R6年 4月	産業戦略部農政課へ人事異動
R6年 8月	農業機械利用連絡協議会経費横領
R6年 11月	葬儀社からR5年分の未払金問合せ
R7年 3月	文教厚生委員会へ未払金発覚の報告 葬儀社へ未払金111,000円を支払い ② 総務課が通帳管理の厳格化と帳簿作成等を管理職員が行うよう通知
R7年 4月	③ 公正職務審査会へ調査依頼
R7年 7月	地域農業再生協議会経費横領
R7年 8月	農業機械利用連絡協議会経費横領
R7年 9月	地域農業再生協議会経費横領
9月末	公金横領発覚。総額 708,537円

七. 坂東太郎がガマランドを再活用

(1) ローカル1000プロジェクト

株式会社坂東太郎と石岡市が連携・協力し、総務省の地域経済循環創造事業「ローカル1000プロジェクト」の取組みを始めます。

筑波山つじヶ丘(ロープウェイ乗り場)に位置し、現在は休業している商業施設「ガマランド」を再活用し、筑波山観光と石岡エリアをつなぐ新たな滞在・交流拠点の創出を目指します。

10年で23億円の経済効果目標を掲げ、国の交付金や融資を活用し、宿泊施設、物販、サウナ、飲食等の複合拠点づくりを行い、つくばからの観光動線を東側「石岡市へつなげ、経済循環を創出しようとする事業です。

八. 議会日程

(1) 第4回定例会

令和7年第4回定例会は11月25日告示、12月2日開会、12月18日閉会となります。会議は全て午前10時開会となっています。

月日	曜日	会議
12月2日	火	開会、議案上程
3日~7日：休会		
12月8日	月	一般質問
9日	火	一般質問
10日	水	一般質問
11日	木	議案質疑
12日	金	文教厚生委員会
13日~14日：休会		
15日	月	総務企画委員会
16日	火	産業建設委員会
17日	水	議会運営委員会
18日	木	委員長報告、採決、閉会